

保護者の皆様へ

目黒区子育て支援部

子育て支援課長 篠崎 省三

緊急事態宣言(4回目)に伴う目黒区児童館・学童保育クラブの対応について

日頃から目黒区児童館・学童保育クラブ事業へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。児童館・学童保育クラブは休館の対象ではないことから、引き続き利用自粛のお願いはいたしません。感染症へのリスクから、利用する時間の短縮や自主的な欠席が可能です。改めて、児童館・学童保育クラブを利用する際のお願いをお知らせします。

1、利用にあたって

【利用する際のお願い】

- ①利用する日は、家庭で健康チェックを行ってください（発熱、咳、だるさなどの体調不良が無い）か）検温、体調等について、必ず、利用する施設職員へおしらせください。確認できない場合や児童館一般利用の方は、利用前に検温等を行います。利用の際には、マスクを着用してください。
- ②発熱や風邪症状があるときには、利用できません。同居するご家族の体調不良、新型コロナウイルスの検査中や濃厚接触者、陽性の場合も利用できません。令和3年6月4日付け「新型コロナウイルス感染症の予防等について」の通知を改めてご確認ください。
- ③水筒、ハンカチ（必要に応じてお弁当）等を持参してください。
- ④児童館、学童保育クラブでは、できる限り密集を避けるような活動とします。当日の利用人数によって、児童間の距離を十分に取れない場合がありますので、ご了承のうえ、ご利用ください。
- ⑤児童館は、乳幼児の事前予約制、各室の定員制を継続します。

【学童保育クラブ】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため学童保育クラブを利用しない場合は、その旨を在籍する学童保育クラブまでご連絡ください。
- ・学童保育クラブの延長保育の利用が無い場合は、18:15以降に閉所する場合があります。
- ・例年開催している連合スポーツ大会は、休止いたします。
- ・裏面に、利用にあたって「運営の一部変更について」の記載がありますので、必ずお読みください。

2、施設の感染症対策

【児童館・学童保育クラブ共通】

- ・通常の活動は継続しますが、行事などは、休止または、延期します。
- ・子どもたちには、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を呼び掛けて、入館時、遊びやトイレの前後、おやつや昼食の前後など、切り替わりの時に手洗いや手指消毒をするようにこまめに声をかけていきます。職員は、勤務前の健康チェックを徹底します。
- ・飲食の時は対面とならない等に留意し、会話を控えるように声をかけます。
- ・3つの密を避けるため、これまでの活動や遊びを変更する場合があります。
- ・利用時間を区切るなどして、室内の換気をこまめに行います。
- ・手を触れる機会の多い手すり、使用する遊具等は、一日に1回以上、消毒液等を使用して消毒や清掃を行います。
- ・利用中にお子さんの体調が悪くなった場合は、保護者の方に連絡しますのでお迎えをお願いします。

以上

問合せ先 目黒区子育て支援部子育て支援課児童館係 電話：03-5722-6831

または、利用する児童館、学童保育クラブまで **裏面あり**

緊急事態宣言（４回目）に伴う学童保育クラブの運営の一部変更について

東京都での緊急事態宣言の発出に伴い、学童保育クラブの運営の一部を下記のとおり、変更いたします。なお、状況の変化によって内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

記

1. 利用要件の緩和

通常、学童保育クラブの利用には、「利用日数が週 3 日以上又は 4 週で 12 日以上あること」を要件としています。

これについて、令和 3 年 4 月から令和 3 年 8 月末まで、この利用日数の要件を緩和して、退所の扱いにはせず在籍できることとします。

(※ 1) 各学童保育クラブでの、出席簿による欠席や早退等の状況の確認は継続します。

(※ 2) 1 日も利用が無くても、在籍していれば保育料を月額で徴収します。

2. 出席率の確認期間の変更

学童保育クラブの利用決定について、利用基準指数で順位の判定ができない場合、児童の出席率を判定基準に含めており、例年は 4 月～10 月（8 月を除く）の期間から出席率を算定させていただいております。

これについて、出席率を算定する期間を 9 月～11 月に変更します。

(※ 3) 利用基準指数のうち「出席状況の調整指数」については、定期的な欠席・早退を確認する期間は例年 9 月～11 月であり、現時点では変更ありません。

3. 求職活動期間について

利用期間中の求職活動期間について、緊急事態宣言発出の特例要件とし、緊急事態宣言の期間終了後から 2 カ月以内とします。

以 上

～学童保育クラブ以外の放課後の居場所のご紹介～

詳細については、目黒区公式ホームページをご確認ください。

○ランドセル来館 ⇒問い合わせ先；ご希望の児童館に直接お問い合わせください。

下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま児童館に遊びに来ることができる「ランドセル来館」事業を行っています。

○ランドセルひろば

原則として月曜日から金曜日（長期の休業日を除く）の放課後の校庭を、遊び場として提供する事業です。管理運営員がランドセルひろば全体の見守りをしています。

○ランランひろば

区立小学校 22 校のうち 8 校（八雲・下目黒・烏森・駒場・不動・東根・中根・宮前小学校）では、「ランランひろば」を実施しています。一時的に使われていない小学校の校庭や体育館、特別活動教室等を活用し、放課後や夏休みに専任の運営職員の見守りの中で、自主遊びや自主学習を行うことのできる居場所を提供する事業です。